

【参考資料】

**大学等における社会福祉士養成にかかる
実習・演習について**

社会福祉士養成施設における実習の基本的考え方 (実習指導体制について)

社会福祉士養成施設における実習・演習の実施にあたっては、法令に基づいて、次の5つの事項を最低限満たしておく必要がある。

- ①実習指導者（社会福祉士等）による指導
- ②実習担当教員による巡回指導（週1回以上）
- ③厚生労働大臣の指定した施設や機関における180時間以上の
実習
- ④実習前後における90時間以上の実習指導
- ⑤実習前後における社会福祉援助技術演習による学習

社会福祉士養成施設における実習の基本的考え方 (実習内容について)

「社会福祉士養成施設等における授業科目の目標及び内容並びに介護福祉士養成施設等における授業科目の目標及び内容について(昭和63年2月12日社庶第26号 厚生局社会局長通知)」より抜粋

求められる実習内容
(「社会福祉援助技術現場実習」[内容]④より)

実習中においては、下記の点に留意して実習を行うものとする。

- ア) 利用者やその関係者、施設・機関・団体等の職員やボランティア等との基本的なコミュニケーションや人との付き合い方などの円滑な人間関係を形成する能力を強める。
- イ) 利用者を理解し、その需要を把握する能力を強める。
- ウ) 利用者やその関係者(家族・親族・友人等)と援助関係を作る能力を強める。
- エ) 利用者やその関係者(家族・親族・友人等)の問題解決能力を高めるように援助する能力を強める。
- オ) 福祉専門職(社会福祉士)としての職業倫理、施設・機関・団体の経営や職員の就業などに関する規定を学び、組織の一員として仕事を計画し、責任を果す能力を強める。
- カ) 実習生が、当該実習先がコミュニティの中の機関・施設であることを理解するとともに、具体的なコミュニティへの働きかけについて学び、その援助のための能力を強化する。
- キ) 福祉専門職(社会福祉士)のあるべき姿と必要な能力を実際に学び、自己を客観視し、解決すべき自己の課題を明確化し、理解を深める。

求められる実習内容を達成するために
実習において経験すべき事項

ア：関係者とのコミュニケーション形成

イ～エ：相談援助(相談→評価→計画→介入)

オ～カ：その他の援助(企画・管理・運営等)

キ：事前学習(演習を含む)を前提とした実習指導と巡回指導

大学等における実習指導体制の実態

社会福祉士の指定科目の読替照会の際に大学等から入手した資料から、実習指導体制に関する問題事例を以下に挙げた。

- 実習施設として適切でない施設（相談援助業務に携わる職員の設置が義務づけられていない訪問介護や訪問看護の事業所等）において実習が行われていた事例。
- 保育士資格との併修可能な課程において、ほとんどの実習が保育実習に当てられており、それを受けることで、社会福祉士の実習科目を修めたことになっていた事例。
- 10カ所の実習施設で細切れに実習が行われており、1カ所の実習施設の実習時間が6時間、8時間等になっていた事例。
- 養成施設の基準では20人以下で実施することとなっている演習が、50人1クラスで行われていた事例。
- 養成施設の基準では実習前後に演習が行われることとなっているが、実習後に行われていなかった事例。

大学等における実習内容の実態< A大学の例>

社会福祉士の実習として重要な項目(☆印)については実施割合がそれほど高くなく、その他の項目(※印)の割合が高かった。

○実習内容:実習内容について、経験のしたものについて回答した人数と割合は以下のとおりである。(有効回答数105)

	実習内容	前期人数	割合	後期人数	割合
	事務処理 説明	31	29.5%	32	30.5%
	事務処理 立会い	5	4.8%	6	5.7%
	事務処理 見守実践	6	5.7%	8	7.6%
	事務処理 実践	8	7.6%	7	6.7%
☆	面接・相談 説明	30	28.6%	31	29.5%
	面接・相談 立会い	10	9.5%	12	11.4%
	面接・相談 見守実践	1	1.0%	3	2.9%
	面接・相談 実践	2	1.9%	4	3.8%
※	食事介助 説明	17	16.2%	25	23.8%
	食事介助 立会い	13	12.4%	16	15.2%
	食事介助 見守実践	47	44.8%	49	46.7%
	食事介助 実践	33	31.4%	31	29.5%
	排泄介助 説明	14	13.3%	19	18.1%
	排泄介助 立会い	22	21.0%	22	21.0%
	排泄介助 見守実践	30	28.6%	30	28.6%
	排泄介助 実践	29	27.6%	39	37.1%
	調理 説明	9	8.6%	10	9.5%
	調理 立会い	2	1.9%	2	1.9%
	調理 見守実践	4	3.8%	10	9.5%
	調理 実践	4	3.8%	1	1.0%
	就寝介助 説明	8	7.6%	11	10.5%
	就寝介助 立会い	7	6.7%	10	9.5%
	就寝介助 見守実践	11	10.5%	12	11.4%
	就寝介助 実践	11	10.5%	10	9.5%
※	入浴介助 説明	16	15.2%	23	21.9%
	入浴介助 立会い	23	21.9%	22	21.0%
	入浴介助 見守実践	48	45.7%	52	49.5%
	入浴介助 実践	12	11.4%	13	12.4%
	学習作業指導 説明	13	12.4%	21	20.0%
	学習作業指導 立会い	5	4.8%	18	17.1%
	学習作業指導 見守実践	24	22.9%	36	34.3%
	学習作業指導 実践	20	19.0%	34	32.4%
	遊び・話し相手 説明	10	9.5%	15	14.3%
	遊び・話し相手 立会い	9	8.6%	16	15.2%
	遊び・話し相手 見守実践	21	20.0%	31	29.5%
	遊び・話し相手 実践	77	73.3%	75	71.4%
	グループ活動援助 説明	6	5.7%	24	22.9%
	グループ活動援助 立会い	21	20.0%	24	22.9%
	グループ活動援助 見守実践	39	37.1%	43	41.0%
	グループ活動援助 実践	19	18.1%	18	17.1%

	実習内容	前期人数	割合	後期人数	割合
	グループ活動運営 説明	8	7.6%	13	12.4%
	グループ活動運営 立会い	12	11.4%	12	11.4%
	グループ活動運営 見守実践	11	10.5%	14	13.3%
	グループ活動運営 実践	5	4.8%	9	8.6%
☆	地域活動 説明	21	20.0%	30	28.6%
	地域活動 立会い	12	11.4%	20	19.0%
	地域活動 見守実践	18	17.1%	28	26.7%
	地域活動 実践	3	2.9%	11	10.5%
	会議参加・準備 説明	16	15.2%	29	27.6%
	会議参加・準備 立会い	30	28.6%	33	31.4%
	会議参加・準備 見守実践	9	8.6%	12	11.4%
	会議参加・準備 実践	4	3.8%	0	0.0%
☆	記録 説明	24	22.9%	27	25.7%
	記録 立会い	6	5.7%	10	9.5%
	記録 見守実践	7	6.7%	7	6.7%
	記録 実践	4	3.8%	5	4.8%
☆	利用者家族との関わり 説明	19	18.1%	30	28.6%
	利用者家族との関わり 立会い	10	9.5%	11	10.5%
	利用者家族との関わり 見守実践	4	3.8%	3	2.9%
	利用者家族との関わり 実践	6	7.6%	5	4.8%
	清掃 説明	20	19.0%	28	26.7%
	清掃 立会い	14	13.3%	14	13.3%
	清掃 見守実践	16	15.2%	27	25.7%
	清掃 実践	70	66.7%	67	63.8%
※	訪問援助・指導 説明	11	10.5%	18	15.2%
☆	訪問援助・指導 立会い	12	11.4%	13	12.4%
	訪問援助・指導 見守実践	4	3.8%	7	6.7%
	訪問援助・指導 実践	0	0.0%	3	2.9%
☆	他機関における活動への参加 説明	17	16.2%	24	22.9%
	他機関における活動への参加 立会い	16	15.2%	14	13.3%
	他機関における活動への参加 見守実践	14	13.3%	15	14.3%
	他機関における活動への参加 実践	2	1.9%	5	4.8%
	ケア計画立案に携わる業務 説明	23	21.9%	27	25.7%
	ケア計画立案に携わる業務 立会い	2	1.9%	6	5.7%
	ケア計画立案に携わる業務 見守実践	3	2.9%	3	2.9%
	ケア計画立案に携わる業務 実践	0	0.0%	2	1.9%
	外出補助 説明	16	15.2%	21	20.0%
	外出補助 立会い	15	14.3%	15	14.3%
	外出補助 見守実践	25	23.8%	31	29.5%
	外出補助 実践	9	8.6%	9	8.6%

(注)「説明」とは「説明を受けた」、「立会い」とは「職員の業務に立ち会った」、「見守実践」とは「職員に見守られながら実践した」、「実践」とは「職員の見守りなしで実践した」ことを表す。

大学等における実習内容の実態

社会福祉士の指定科目の読替照会の際に大学等から入手した資料から、学生個人が行った実習の主要な内容を、前述の「実習の基本的考え方」と照らして検討し、望ましい例と望ましくない例について分類してみた。

望ましい例

- ・利用者や実習指導者、実習先の職員等とのコミュニケーションが構築できた
- ・相談援助業務に携わり、利用者やその関係者と援助関係を作る能力や、問題解決能力を培うような経験ができた
- ・福祉専門職(社会福祉士)として必要とされる能力や心構え等を学ぶ機会があった
- ・施設、機関、団体等の経営や、他職種との連携等について学ぶ機会があった

等

望ましくない例

- ・事務作業や清掃作業に携わっただけだった
- ・相談援助業務とはいえない業務に携わっただけで実習が終わってしまった(介護業務の体験のみ、レクリエーション等への参加のみ等)
- ・実習先に適切な実習指導者(社会福祉士等)がいなかった、もしくはそういった職員との関わりが無かった
- ・相談援助の実務に携わることなく、実習先の業務について講義形式で話を聞いただけだった

等